令和２年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和２年９月１日から令和２年１２月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１４件（１４名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ０［０］ | ２［０］ | ６［３］ | ０［０］ | 　８［ ３ ］ |
| 支援学校 | ０［１］ | ０［０］ | ２［２］ | ０［１］ | 　２［ ４ ］ |
| 中学校 | ２［０］ | ０［０］ | １［０］ | ０［０］ | 　３［ ０ ］ |
| 小学校 | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | １［１］ | 　１［ ２ ］ |
| 合　計 | ２［１］ | ２［１］ | ９［５］ | １［２］ | １４［ ９ ］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［１］ | １［１］ | ２［４］ | １［２］ | 　５［ ８ ］ |
| 公金公物関係 | １［０］ | １［０］ | ７［１］ | ０［０］ | 　９［ １ ］ |
| 公務外非行関係 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 合　計 | ２［１］ | ２［１］ | ９［５］ | １［２］ | １４［ ９ ］ |

（１）一般服務関係…５件（５名）

①体罰…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（５０歳）『減給４月』

令和元年１１月、生徒指導を行った際、骨折治療中の生徒の腕を握り続け、体を壁に押し当て、足を払って転倒させ、その上に馬乗りになるという体罰を行った。

［管理監督責任］

校長（５７歳）　訓戒

②いじめ事案にかかる不適切対応…１件（１名）

・　市立小学校　男性校長（６０歳）『戒告』

　平成３０年４月から１０月まで、学校内でいじめが生起していたにもかかわらず、いじめの早期発見及び防止への取組みが不適切であった。

③児童生徒へのわいせつ…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３６歳）『免職』

　令和２年２月１日、インターネットを通じて知り合った女子中学生が、１８歳未満であると認識しながら、現金２万円を渡して買春した。

④休暇の虚偽申請等…１件（１名）

・　府立高等学校　女性実習助手（４４歳）『停職４月』

平成２６年度から平成２９年度にかけて、特別休暇である子の看護特別休暇について虚偽の申請を計１１回、繰り返した。また、平成２９年３月から令和元年６月にかけて、計８回、虚偽の届出を行い、計５，８４０円、出張旅費を不正に受給するなどした。

［管理監督責任］

校長Ａ（５８歳）　厳重注意

校長Ｂ（５８歳）　厳重注意

⑤欠勤…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３３歳）『減給１月』

平成３０年６月１９日から同月２６日までのうち、週休日を除く５日２時間、欠勤した。

（２）公金公物関係…９件（９名）

　　①詐欺等…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（４９歳）『免職』

教諭は、平成２６年４月から平成３０年３月までの間、当時、教頭として勤務していた小学校において、ボランティア従事者の謝礼について市に虚偽の報告をして、１１５万５千円を従事者の口座に過大に入金させた。

　そして、教諭は、従事者に虚偽の説明等を行い、自身に引き渡すよう指示し、約１０５万９千円の金銭を詐取した。

［管理監督責任］

当時の校長（６０歳）　訓告

②手当の不正受給…７件（７名）

　　　ア　府立高等学校・男性教諭（３４歳）『停職６月』

　　　　　教諭は、平成２７年５月から令和元年８月までの間、実際には部活動指導を行っていないにもかかわらず、部活動指導を行ったとして、合計２１８回虚偽申請を行い、特殊勤務手当５２９，４８０円を不正受給した。

［管理監督責任］

校長（６０歳）　訓告

イ　府立高等学校・男性教頭（５９歳）『減給３月』

平成３０年２月、令和元年５月及び同年７月から令和２年３月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自動車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

［管理監督責任］

校長（５６歳）　厳重注意

ウ　府立支援学校・女性教諭（４３歳）『減給３月』

平成２７年５月から令和２年６月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自転車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

［管理監督責任］

校長（５８歳）　訓告

エ　府立高等学校・男性教諭（２８歳）『減給３月』

令和２年４月及び５月、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、株主優待乗車証を利用しつつ、経路の異なる通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

オ　府立高等学校・男性教諭（３１歳）『減給１月』

令和２年４月から同年７月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自動車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

［管理監督責任］

校長（６２歳）　厳重注意

カ　府立高等学校・男性教諭（３１歳）『減給１月』

平成２７年４月から令和２年９月までのうち、合計２４月の間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自転車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

［管理監督責任］

校　長（６０歳）　厳重注意

元校長（６２歳）　訓告

キ　府立高等学校・男性教諭（３６歳）『減給１月』

教諭は、令和元年１０月から令和２年９月までの間、部活動指導に係る特殊勤務手当の支給要件を満たさないにもかかわらず、合計１４回虚偽申請を行い、特殊勤務手当４８，６００円を不正受給した。

［管理監督責任］

准校長（５９歳）　厳重注意

③不適切会計処理…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性主事（６５歳）『減給６月』

教員が生徒指導のために既に購入していた書籍の代金を公費で補填するため、平成２９年２月、業者に対し、当該書籍の架空の請求書等の作成を依頼し、代金を振り込んだ。また、当該業者から代金相当額の金銭４，６５０円を受領し、当該金銭を当該教員に渡した。

３　府教委の取組み

〇　毎年の継続した取組みとして、令和２年１１月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長に対して、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事根絶に向けて、指導の徹底を指示した。

通達には、体罰、通勤手当等の不正受給、個人情報の紛失等、最近の懲戒処分等の事例を掲示するなど、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとるよう促した。

〇　また、従来、教職員による児童・生徒に対するわいせつな行為があった場合には厳正に対処し、その防止に努めてきたところであるが、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和２年６月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省庁会議決定）等を踏まえ、わいせつな行為の防止をより一層徹底するため、令和２年１２月２４日付けで「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」を発出した。

〇　併せて、教職員が児童・生徒とＳＮＳ等で私的なやり取りをした結果、わいせつ行為などの非違行為に至る事案が生起していることから、ＳＮＳ等を使用した指導に関係のない私的なやりとりの禁止を明確化するため、「児童・生徒とのＳＮＳ等による私的なやり取りの禁止について（通達）」を発出した。